

青森県報

第二千五百十五号

平成十七年
八月十二日
(金曜日)

目次

告 示

身体障害者福祉法による指定居宅支援事業者の身体障害者 居宅生活支援事業の廃止の届出……………	(障害福祉課) ……	一
身体障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) ……	一
知的障害者福祉法による指定居宅支援事業者の知的障害者 居宅支援事業の廃止の届出……………	(同) ……	二
知的障害者福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) ……	二
児童福祉法による指定居宅支援事業者の児童居宅生活支援 事業の廃止の届出……………	(同) ……	二
児童福祉法による居宅支援事業者の指定……………	(同) ……	二
漁業災害補償法による加入区の設定の一部改正……………	(団体経営 改善課) ……	三
基本測量の実施……………	(監理課) ……	三
特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告……………	(県民生活 政策課) ……	三
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する 同法第十条第二項の規定による公告……………	(同) ……	四
青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦……………	(労政・能力 開発課) ……	四
展示ケースの購入に係る一般競争入札……………	(経理課) ……	五
人事委員会		
人事委員会規則六 一五(職員の任用に関する規則)の一		

部を改正する規則……………(職員課) ……七

監査委員

監査結果に対する措置の公表……………(事務局) ……七

告 示

青森県告示第六百五十五号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から身体障害者居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十七条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	五所川原市大 字唐笠柳字皆 瀬一七の四	身体障害 者居宅支 援の種類	名 称	訪問介護ステ ーションつば さ	身体障害者居宅生活支援事 業を行う事業所	所在地	五所川原市松 島町六丁目四 九	廃止 年月日	平成 一七・七・三
	名 称	有限会社ア バンライフ		居宅介護 等事業	所在地		五所川原市大 字唐笠柳字皆 瀬一七の四			

青森県告示第六百五十六号

身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第十七条の四第一項の規定により、次のとおり身体障害者居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第十条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	株式会社ふれあい福祉サービ	主たる事務所の所在地	弘前市大字中野四丁目六の九	身体障害者居宅支援の種類	名 称	ふれあい福祉サービ	所在地	弘前市大字中野四丁目六の九	指 定 年 月 日	平成 一七・八・一
	社会福祉法人拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	居宅介護等事業	訪問介護ステーションつば			五所川原市松島町六丁目四九		"		

青森県告示第六百五十七号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から知的障害者居宅支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第十五条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	株式会社アイバンライフ	主たる事務所の所在地	五所川原市大字唐笠柳字皆瀬一七の四	知的障害者居宅支援の種類	名 称	訪問介護ステーションつば	所在地	五所川原市松島町六丁目四九	廃 止 年 月 日	平成 一七・七・三
	居宅介護等事業	知的障害者居宅支援の種類	知的障害者居宅支援事業を行う事業所	"							

青森県告示第六百五十八号

知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第十五条の五第一項の規定により、次のとおり知的障害者居宅支援事業を行う者を指定したので、同法第十五条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	株式会社拓心会	主たる事務所の所在地	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	知的障害者居宅支援の種類	名 称	訪問介護ステーションつば	所在地	五所川原市松島町六丁目四九	指 定 年 月 日	平成 一七・八・一
	社会福祉法人拓心会	居宅介護等事業	知的障害者居宅支援の種類	知的障害者居宅支援事業を行う事業所			"				

青森県告示第六百五十九号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の二十の規定により、次の指定居宅支援事業者から児童居宅生活支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第二十一条の二十三第二号の規定により公示する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者	名 称	株式会社アイバンライフ	主たる事務所の所在地	五所川原市大字唐笠柳字皆瀬一七の四	児童居宅支援の種類	名 称	訪問介護ステーションつば	所在地	五所川原市松島町六丁目四九	廃 止 年 月 日	平成 一七・七・三
	居宅介護等事業	児童居宅支援の種類	児童居宅生活支援事業を行う事業所	"							

青森県告示第六百六十号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の十第一項の規定により、次のとおり児童居宅生活支援事業を行う者を指定したので、同法第二十一条の二十三第一号の規定により公示する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅支援事業者		児童居宅支援の種類		児童居宅生活支援事業を行う事業所		指定年月日	
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地
社会福祉法人 愛生会	五所川原市大字金山字千代鶴一四二	知的障害児・者短期入所事業所栄幸園	五所川原市大字梅田字燕口二五七	平成一七・八一			
社会福祉法人 拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	さかえホームヘルパー派遣センター	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の五	"			
社会福祉法人 拓心会	五所川原市大字水野尾字懸樋二二二の三	訪問介護ステーションつばさ	五所川原市松島町六丁目四九	"			

青森県告示第六百六十一号

昭和五十年九月六日青森県告示第六百六十六号（漁業災害補償法による加入区の設定）の一部を次のように改正する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

二の表野辺地町区域の項の次に次のように加える。

平内町第一区域	平内町第二区域
平内町漁業協同組合の地区のうち、大字清水川、大字口広及び大字狩場沢の区域	平内町漁業協同組合の地区のうち、大字白砂、大字東滝、大字浅所、大字沼館字沼館尻、大字沼館字雷電林、大字小湊字前范及び字雷電際並びに大字浜子の区域
1 ほたてけた網漁業	1 総トン数十トン未満の漁船により行う漁業であつて、主としてかれい刺網漁業

二の表平内町第一区域の項及び三の表平内町第一区域の項から平内町第六区域の項までを削る。

青森県告示第六百六十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があつたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 作業種類

基本測量（ジオイド測量）

二 作業期間

平成十七年八月一日から平成十八年一月三十一日まで

三 作業地域

- 青森市
- 五所川原市
- むつ市
- 東津軽郡平内町、今別町、外ヶ浜町
- 西津軽郡鰺ヶ沢町
- 上北郡野辺地町、六ヶ所村
- 下北郡東通村

公 告

特定非営利活動促進法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定による設立認証の申請があつたので、同条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十七年七月二十六日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおい森

三 代表者の氏名

太田 弘一

四 主たる事務所の所在地

青森市大字大野字片岡四六の一四 ハイッ白峰一〇一

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者等の要介護者を中心とした全ての県民に対して、筋力トレーニングによる介護予防及びパワーリハビリテーションに関する事業を行い、県民の健康増進を図ることによって社会全体の利益の増進に寄与することを目的とする。

~~~~~  
特定非営利活動促進法第二十五条第五項において準用する同法第十条第二項の規定による公告

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定による定款変更認証の申請があったので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により次のとおり公告する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 申請のあった年月日

平成十七年七月二十七日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つがる夢庭志仙会

三 代表者の氏名

荒谷 政志

四 主たる事務所の所在地

つがる市柏下古川編川一一の三

五 定款に記載された目的

この法人は、柏村及び周辺市町村民に対して、農村景観の維持発展・地域活性化を図る事業、高齢者の福祉の増進を図る事業を行うことによって、地域福祉の向上及び社会全体の利益に寄与することを目的とする。

~~~~~  
青森県労働委員会の委員の辞任に伴う補欠委員の推薦

青森県労働委員会第四十期委員のうち労働者を代表する者（以下「労働者委員」という。）佐々木範夫が辞任したことに伴い、その後任の委員を任命することになったから、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により次のとおり労働者委員の候補者の推薦を求める。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 推薦資格を有する労働組合

青森県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号。以下「法」という。）第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明を受けた労働組合とする。

二 被推薦資格を有する者

候補者となる資格を有する者は、禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまで、又は執行を受けることがなくなるまでの者以外の者とする。

三 推薦期間

平成十七年八月十九日から同年九月十三日まで

四 推薦方法

候補者推薦書（第一号様式）及び候補者調書（第二号様式）を所定の期日までに青森県商工労働部労政・能力開発課に提出すること。また、候補者推薦書には、法第二条及び第五条第二項の規定に適合する旨の青森県労働委員会の証明書を添付すること（推薦書を郵送した場合は、推薦期間内に到着したもののみを有効とする。）。

(第1号様式)

青森県労働委員会労働者委員候補者推薦書

青森県知事 三 村 申 吾 殿
平成 年 月 日

推薦団体
住 所
名称及び
代表
者氏名

労働組合法施行令第21条第1項の規定に基づき、青森県労働委員会の労働者を代表する委員の候補者として下記の者を推薦します。

記
氏 名 年 齢 所属組合名 住 所

(第2号様式)

候 補 者 調 書

- 1 氏名及び生年月日
- 2 本 籍
- 3 現 住 所
- 4 学 歴 (主な学歴を年月日を付して記入すること。)
- 5 職 歴 (主な職歴を年月日を付して記入すること。)
- 6 労働関係の略歴 (年月日順に記入すること。)

展示ケースの購入に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の六の規定により公告する。

平成十七年八月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項

次に掲げる物品の購入とし、その物品に要求する性能等は、入札説明書による。

- 1 連結型展示ケース 十五台

- 2 独立型展示ケース 一式

(一) 行灯型展示ケース(片開き方式、五面ガラス) 四台

(二) 行灯型展示ケース(片開き方式、四面ガラス) 五台

(三) 立ち型展示ケース(スライド式、四面ガラス) 一台

(四) 覗き型展示ケース(跳ね上げ方式、連結対応型) 八台

二 納入期限

平成十八年三月二十四日

三 納入場所

青森市大字安田字近野二〇六の一

青森県立美術館

四 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第百六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

- 2 平成十五年六月三十日青森県告示第四百四十六号(物品等の競争入札参加資格)、平成十六年一月三十日青森県告示第五十五号(物品等の競争入札参加資格)又は平成十七年一月三十一日青森県告示第六十三号(物品等の競争入札参加資格)の規定によりAの等級に格付けされた者であること。

- 3 入札書の提出期限の日から開札の時までの間に、知事の指名停止の措置を受けしていない者であること。

- 4 購入物品又はこれと同等の類似品について相当数の納入実績等があることを証明した者であること。

5 購入物品について迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

五 入札書の提出場所等

1 入札書の提出場所、入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

青森市長島一丁目の一

青森県出納局経理課財産管理グループ

電話 〇一七 七三四 九一〇四

2 入札書の提出期限

平成十七年九月二十二日 午後五時十五分

3 開札の場所及び日時

(一) 場所

青森市長島一丁目の一

青森県庁舎 南棟一階経理課入札室

(二) 日時

平成十七年九月二十九日

なお、時間は入札説明書による。

六 入札保証金及び契約保証金に関する事項

入札保証金は免除するものとし、契約保証金は、青森県財務規則（昭和三十九年三月青森県規則第十号）第百五十九条の規定による。

七 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

八 落札者の決定方法

九の3の規定により落札対象と判断され、かつ、予定価格の制限の範囲内で、売買代金に係る最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

九 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

2 入札者に求められる義務

(一) 入札への参加を希望する者は、必要な証明書を入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該証明書の内容に関する説明を求められた場合には、これに応じなければならぬ。

(二) 入札への参加を希望する者は、入札説明書に基づき購入物品の製作仕様書等を作成し、これを入札書の提出期限までに青森県出納局経理課長に提出しなければならず、また、開札日の前日までに当該製作仕様書等に関する説明を求められた場合には、これに応じるとともに、必要な場合には、当該仕様書等の内容の変更に応じなければならない。

(三) (一)及び(二)の審査結果については、当該提出者に対して書面により通知する。

(四) (一)及び(二)の説明並びに内容の変更等に応じない者は、当該入札に参加することができないものとする。

3 落札対象

購入物品に要求する性能等が満たされていると判断した2の(二)の製作仕様書等に係る入札書のみを落札対象とする。

4 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

5 入札書の記載方法

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する額を加算した金額（当該金額に円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、見積もった金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

SUMMARY

1 Nature and quantity of the products to be purchased:

- ① Fifteen (15) Free-Standing Museum Display Cases (Continuous Type)
- (Flat slide door, Seismically isolated base, 4 full glass, Fluorescent lighting fixture)
- ②-1 Four (4) Free-Standing Museum Display Cases (Swing door, Seismically isolated base, 5 full glass)
- ②-2 Five (5) Free-Standing Museum Display Cases (Swing door, Seismically isolated base, 4 full glass, Fiber lighting fixture)

- ②-3 One (1) Free-Standing Museum Display Case (Flat slide door, Seismically isolated base, 4 full glass, Fiber lighting fixture)
- ②-4 Eight (8) Free-Standing Museum Display Cases (Table Type) (Lift up door, Connecting type, Fiber lighting fixture)
- 2 Time limit for tender : 5:15 P.M. September 22, 2005
- 3 Contact Point for the notice : Management Section Management Division Aomori Prefectural Government 1-1-1 Nagashima Aomori City, Aomori 030-8570 JAPAN TEL 017-734-9104

人事委員会

人事委員会規則六 一五 (職員の仕事に関する規則) の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十七年八月十二日

青森県人事委員会委員長 佐々木 忠 一

人事委員会規則六 一五 (職員の仕事に関する規則) の一部を改正する規則

人事委員会規則六 一五 (職員の仕事に関する規則) の一部を次のように改正する。第四十三条第四項第一号イ中「面接試験」の下に「体力検査」を加え、同号イ中「体力検査」を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

監査結果

監査結果に対する措置の公表

平成17年2月16日付け青監査第102号で報告した監査の結果について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、青森県知事から措置を講じた旨の通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

平成17年8月12日

青森県監査委員	林 忠 男
同	鶴 賀 茂 世
同	滝 沢 求
同	平 山 誠 敏

監査箇所名	監査結果	措置の内容
社団法人青い森農林振興公社	未収金の解消に努めること。	未収金については、これまでも解消のため、鋭意努力してきたところであるが、引き続きその解消に努める。
社団法人青森県水産振興会	会計処理規程、事務の決裁権限及び公印の管理に関する規程等が定められていない。	規程関係を整備したので、今後は適正な会計処理に努める。
鱒ヶ沢漁業協同組合	県が交付した補助金が適切に会計処理されていない。	今後は補助金を財務諸表に計上し、補助金の適切な会計処理に努める。

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町三丁目番七
号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭